

2021年度 事業報告書
(2021年4月1日～2022年3月31日)

我が国における外国人労働者が年々増加するにつれ、技能実習生の在留者数も年々拡大の一途をたどっていた。しかし、2020年1月の国による新型コロナウイルス感染症の拡大防止対応策により、断続的に外国人の入国が規制されたため、国際便の欠航、減便により出入国ができない技能実習生等が多数となっており、出入国在留管理庁が2022年1月に公表したところによると、「技能実習1号ロ（団体監理型技能実習生）」の新規入国者数は、2019年167,405名、2020年74,802名、2021年21,899名と年々減少となっている。

一方、2019年4月に創設された在留資格「特定技能1号」の新規入国者については、2019年563名、2020年3,760名、2021年1,093名となっており、在留外国人数は、2022年3月現在の速報値で、64,730人と増加している。

当財団の事業については、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、予定していた事業の一部の中止または延期を余儀なくされ、一部はWEBを利用する等、計画していた実施方法を変更し、計画通り実施した。2020、2021年度実施できなかった事業は、2022年度に実施する見込みである。また、当財団の体制整備については、職員の人事異動を含め、組織・運営の見直しを行うとともに、一層のリスク管理、合理化と共に、当財団の機能の活性化に努めた。

1. 国際交流等事業（公益目的事業1）

(1) 調査研究

海外への渡航が極めて困難なコロナ禍にあつて、JETROのウェブセミナーへの参加等各関係機関のシンポジウムや研究発表を通じて、また、各国の技能実習生や特定技能の送出し機関の協力を得て、海外における労働事情や経済動向に関する情報収集を行い、実態把握に努めた。

- ① ベトナム ベトナム在日大使館労働部及びIPMハノイ駐在員事務所を通じて、コロナ感染情報、政治経済動向および社会一般情報の情報収集を図った。
- ② タイ 独立行政法人中小企業基盤整備機構主催のオンラインセミナー参加及びJETROの情報提供を受ける。タイ大使館の労働担当官と面談し、今後のタイとのセミナー開催に付き、意見交換を実施した。また、人材の日本への送り出しの可能性に付き、既存の送出し機関やコンサルティング会社との打合せを実施した。
- ③ ミャンマー 国内情勢が激変したことにより実習生の送出しも一時停止した状況下、既存の送出し機関を通じて国内の政情の変化等の情報収集に努めた。

- ④ その他、モンゴルやインドネシア及びカンボジアに於けるコロナ禍に於ける政府対応や実習生など海外雇用促進に対する政府方針に付き情報把握に努めた

(2) 海外人材の受入れに係るセミナーの開催

中小企業をはじめとする国内企業の経済・人材の国際交流を支援するため、各関係機関と連携の上、外国人雇用に係るセミナーを全国で開催及び協力した。

- ① 当財団主催 WEB セミナー「はじめての外国人雇用」(8月3日、1月25日、3月23日)
- ② 当財団主催 WEB セミナー「外国人雇用のための労務管理実務」(9月16日、2月17日)
- ③ 公益社団法人日本監査役協会中部支部主催セミナー「コロナ禍における外国人労働者の労務管理について」講師派遣(4月5日)
- ④ 株式会社十八親和銀行諫早支店内部勉強会「はじめての外国人雇用」講師派遣(9月21日)
- ⑤ 御堂筋税理士法人主催セミナー「中小企業が取り組む外国人雇用セミナー」講師派遣(10月5日)

(3) 国際ネットワークの構築と人材交流

- ① 国連グローバル・コンパクト (United Nations Global Compact = 以下、UNGC) が提唱する人権の保護、不当な労働の排除、環境への対応、腐敗の防止に関わる「10の原則」を日ごろの事業を通じて実践している組織として、グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパン (Global Compact Network Japan = 以下、GCNJ) に加盟する他の企業・団体とともに、地球規模の持続可能な発展に向けた取組みに参加した。
 - ・ GCNJ 第13期明日の経営を考える会への参加 (理事長 池田英人)
 - ・ GCNJ 分科会への参加 (合計6名: 人権教育分科会、サプライチェーン分科会、関西分科会)
- ② 日本における適正な外国人労働者の受入れと、それを通じた我が国及び外国人労働者の出身国双方の社会・経済の発展を目的として2020年に設立された「責任ある外国人労働者受入れプラットフォーム (JP-MIRAI)」に、新規加入した。
- ③ ベトナムのハティン省と「人材育成交流事業にかかる連携協定」を締結した。この協定に基づき、ベトナムの教育機関に過去に寄贈した浄水装置の稼働状況の調査と維持運営の問題点の分析を行い、2022年度以降の浄水装置寄贈地点選定の参考資料とすることとした。また、来日を希望する技能実習生や技術者に日本語会話教育をオンラインで実施した。

2. 技能実習生受入れ事業（公益目的事業2）

（1）監理、指導の強化

各関係行政機関等及び外国人技能実習機構等の監督機関の指導に基づき、適正な技能実習実施状況の確認の強化、出入国管理及び難民認定法、労働関係法令遵守の指導・確認強化、送出し機関への制度の周知と法令遵守の強化を図った。

また、監理業務に関係する職員については、監理責任者以外の職員にも、監理責任者講習の受講を順次進めた。

（2）送出し国関連情報の収集

新型コロナウイルス感染症拡大を受け、各国の水際対策に準じた円滑な入国並びに帰国実現の為、主要送出し国の機関と連携し、関連情報収集に努めた。特にベトナムへの帰国航空便予約については、帰国希望者の緊急性等の説明を付して大使館に申請する等、大使館とも連携し、優先度の高い実習生等から帰国手配に努めた。

（3）事前講習及び入国後講習の強化

新型コロナウイルス感染症拡大を受け、入国延期となった実習生の入国前講習状況の的確な報告を求め、講習内容における課題等の把握に努め、日本語教育、社会ルールやマナーなど入国後における講習をより適正に実施するため、配属前の教育、指導の徹底を図った。

日本語教育については、送出し国へ日本人講師による日本語教育のノウハウを伝え、入国前講習の強化を行い、入国後講習に繋がる効果的な教育の実施に努めた。

（4）送出し機関との協力体制強化

送出し機関との協力・協調体制の維持・改善が技能実習生受入れ事業の推進に重要であることから、情報提供・情報共有も含めて意思の疎通に努めた。

また、送出し機関の現状を精査して質の向上を図るため、希望する送出し機関における事前講習のサポート・助言を行った。

（5）技能実習実施者に対する監査の強化

実習実施者における技能実習責任者、技能実習指導員及び生活指導員については、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護の観点から、養成講習を積極的に受講するように指導したほか、技能実習計画との齟齬がないことを確認、出入国又は労働関係法令等の違反がないように確認を徹底した。また、状況に応じて、実習実施者個別に制度の勉強会を行った。

また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により技能実習計画通りに技能実習を行うことができなくなった場合の再開手続き、各種相談窓口等について各行政機関の最新

情報を組織内で共有し、実習実施者への情報提供や対応策等を共有し、技能実習の適正な実施のために必要に応じた措置がとれるよう努めた。

(6) 技能実習中の技術や言語の修得状況及び技能実習修了者の帰国後就業状況等の調査

帰国後の円滑な修得技能等の活用に向けて、技能実習中の技術や言語の修得状況を定期的に調査して、技能実習効果の確認を図ることを目的に毎年実施している帰国後フォローアップ調査及び支援実施等調査は、2021年度の実施を2022年に延期し実施することとなっている。

(7) 技能実習生の日本語能力の向上

技能実習の円滑な実施には、日本語による意思の疎通が重要であることから、日本語能力の向上に向け、以下の取組みを行った。

- ①日本語通信教育については、従前より実施してきた紙媒体での日本語通信教育を2021年1月から、WEB上で課題の配信、回答から結果通知までを行えるようにした。
- ②技能実習実施者との会話能力の向上を目的に、必要に応じて、事業所ごとに実習生への日本語講師を派遣する等日本語教室を定期的に行っている。
- ③IPM日本語作文コンクールの実施
71作品の応募があり、うち、金賞1名、銀賞1名及び銅賞1名を表彰した。
- ④日本語能力試験N2以上合格者への報奨金支給
日本語能力試験N1の合格者1名及びN2の合格者5名に対し、報奨金を支給した。
- ⑤FacebookやYouTubeを通じた日本語学習支援の充実
日本語学習にインターネットやSNS、学習アプリケーションなど、スマートフォンやパソコンを活用した学習スタイルが広く利用されるようになっていることを受け、FacebookとYouTubeでの日本語学習支援を開始した。
日本語学習動画配信をはじめ、教材のダウンロードによる配布、LIVE講義の配信、質疑応答や日本語能力試験等のお知らせなどの学習支援の他、日本での生活に役立つ動画も作成・配信を行った。
- ⑥ベトナム送り出し機関への教育サポート
ウェブでの日本語等の事前教育を実施した。

(8) 適切な技能実習候補生の選抜等

入国前講習の状況報告の頻度を増やし、実習生個人に合わせた教育ができるよう体制を見直した。

(9) 技能実習生の行方不明の防止

行方不明防止母国語パンフレットの活用や、実習生が不安や悩みを感じた時に即座に対応できる母国語対応職員の態勢の強化を図った。

失踪の原因の一つである、高額な借金については、ベトナム送出し機関に対して、協力覚書及び送出し機関要件の確認書を徴取し、実習生からの相談があった場合、技能実習計画申請時の申告内容との齟齬がないことを確認し、齟齬があった場合には是正を求めている。

(10) 送出し国の多様化

海外における労働事情、企業の海外進出、経済動向等に関する調査研究を踏まえて、今後技能実習生の送り出しが予想されるバングラデシュ、カンボジア、スリランカ、およびネパール等の優良な送出し機関の調査を行い、信頼できる送出し機関との連携を通じ、送出し国の多様化を図った。この結果、新たにカンボジアからの受入れを開始することができた。

(11) 技能実習制度の普及の強化

技能実習制度の趣旨の徹底及びこれに係る活動等について、新たに追加された職種や、より高い日本語能力が求められる介護職種への技能実習生の受入れの積極的対応のため、次の5項目において取り組んだ。

- ①各関係機関（各都道府県及び市区町村、各企業団体、工業会、組合等）の協力も得て、企業等への文書配布、訪問及び定期的な連絡による組織的な普及活動を行った。玉島信用金庫、京都信用金庫及び銚子信用金庫への情報ツール（IPMパンフレット、技能実習制度について）を提供したほか、これら信用金庫取引先からの問い合わせに対応し、IPM職員が財団紹介、技能実習制度の説明を行った。
- ②技能実習制度について広範囲に周知を図るため、普及活動を強化し、役職員の普及活動能力の一層の改善・向上等に努め、事務所間の密接な連携を推進した。また、部内で知り得た普及活動に資する有用な新情報は、随時全役職員へ周知し、役職員の普及活動の改善・向上に努めた。
- ③新規職種の拡大に積極的に対応するとともに、移行職種の追加、複数職種実習に係る検討を行うとともに、追加された職種・作業については IPM 独自の普及ツールを作成するなど制度改正の趣旨に沿った運用が図られるよう普及活動の強化を図った。
- ④各地において技能実習生受入れについての説明会・セミナー等を開催し、技能実習制度の普及を推進するとともに、技能実習法に対する正しい理解を目的とした情報提供を行った。

ア 信金中央金庫開催「外国人材活用にかかる新型コロナウイルス感染症対応 WEB

- セミナー」講師派遣（6月25日）
- イ 福井県中小企業団体中央会主催セミナー「監理団体を知っておきたい労務管理知識」講師派遣（10月18日）
- ウ 外国人技能実習制度適正化事業 福井県中小企業団体中央会開催「コロナ禍における技能実習監理の留意点と技能実習キャリアビジョン」講師派遣（11月2日）
- エ 外国人技能実習制度適正化事業 岡山県中小企業団体中央会開催「外国人技能実習生雇用のために知っておきたい労務管理知識」講師派遣（11月19日）
- オ 千葉県中小企業団体中央会開催「組合員の外国人材活用と組合事業としての外国人技能実習生共同受入事業について」講師派遣（11月27日）
- カ 愛知県中小企業団体中央会主催セミナー「外国人技能実習制度適正化事業講習会」講師派遣（12月14日）
- キ 長崎県中小企業団体中央会「令和3年度外国人技能実習制度適正化事業第2回講習会」講師派遣（12月15日）
- ク 兵庫県中小企業団体中央会開催「外国人技能実習制度 適正化講習会」講師派遣（1月8日）
- ⑤広報誌「IPMニュース」や各種パンフレットの発行等の広報活動を通じて、技能実習制度の普及を図った。

3. 共益事業

(1) 建設分野において即戦力となり得る外国人材の活用を目的とする外国人建設就労者受入事業について、特定監理団体として、監査等による建設就労活動が適正に実施されているか確認、報告するとともに、建設キャリアアッププログラムなどを周知するなど、その適正な監理に努めた。また、2022年度で終了する本受入事業が、今後、特定技能外国人制度に一本化されることを視野に入れつつ、適正かつ円滑に移行させることに努めた。

(2) 特定技能外国人受入事業について、登録支援機関として、適正な支援に努め、特定技能所属機関との連携を図り、関係法令の適切な実施や、労働関係法令について、指導、遵守徹底を行うなど、適正な実施を推進した。

4. 管理部門

(1) 広報活動

- ①広報誌「IPMニュース」を年4回発行し、技能実習制度に関する最新情報や実習実施者の優れた取組の紹介、日本語作文コンクール入賞者の紹介等財団と企業に双方向性のある情報、海外における労働事情、企業の海外進出、経済動向、外国人の採用に関する情報等を提供した。

②財団の刊行物、「外国人若者との付き合い方」を普及等に活用した。

(2) 組織体制の強化

- ①各事務所の適正な職員配置に向けた対応を行い、体制整備を図った。
- ②業務に必要となる優秀な人材の確保に努め、福利厚生の実施を図った。特に、福利厚生においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、在宅勤務、時差出勤、休業等の導入により柔軟な勤務体制を整備した。
- ③職員の労働環境の改善及び定款に沿った活動を行うため、規程類の整備を行うとともに、新職員研修を実施した。
- ④働き方改革の社会的要請を受け、ワーク・ライフ・バランスに配慮した勤務を検討し、勤務時間の選択制の導入を行った。また、経費精算システムの導入により、業務のための移動や時間有効活用を図った。
- ⑤技能実習生受入れや建設就労者受入れの監理業務の適正な実施に不可欠なコンプライアンス、労務管理及び情報セキュリティ等に関する研修を継続的に実施し、業務の質の向上を図った。また、プライバシーマークを取得した事業者として、個人情報取扱いを適正に実施するとともに、企業情報の保護にも努めた。
- ⑥各事業所の監理責任者に限らず、監理責任者以外の職員にも監理責任者の「養成講習」に参加させ、制度理解を深めた。
- ⑦外国人就労者の職業紹介事業について、無料職業紹介事業を適正に実施した。
- ⑧外部監査については、各事務所について、3か月に1回実施し、適正な法人活動を担保した。
- ⑨経理の効率化、および人事評価制度構築のため外部によるコンサルティングを受け、改革を行った。

事業報告の付属明細書

特に、記すべきことはありません。